

## 第13回大空町農業委員会総会議事録

平成30年6月25日第13回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一
26番 永倉 誠二	27番 山神 正信	

#### (2) 欠席者

13番 井上 良幸

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人
-----------	---------	----------

第13回大空町農業委員会総会議事録

午後1時28分

井上局長	<p>それでは定刻よりまだ若干早いですけれども、皆さんお揃いのようなので、ただいまから大空町農業委員会第13回総会を始めたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に山神会長よりご挨拶申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦勞様でございます。</p> <p>6月に入りましてなかなかちょっと温度も上がりませんが、今、作物ごとの新しい芽が出て新緑の作物ごとの緑色、いろんな緑が畑の中に見られます。</p> <p>自分はこの季節が1番好きなわけなんですけれども、6月の6日でしたか、夕立ちそしてまたそれに伴って降ひょうがありまして、地域的に大きな被害を受けられたところもございます。</p> <p>またそのあと低温になりまして、豆とデントコーン等ちょっと遅れ気味かなと思っております。</p> <p>被害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げたいと思います。一日も早く回復して良くなることを期待したいと思います。</p> <p>来月は農業委員会の道外視察ということであります。委員協議会の時にも最後のお話がございますと思います。有意義な研修にしたいと思っております。</p> <p>それでは、この後第13回の総会がございますので、忌憚のない意見をお願い致しまして、簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
山神会長	<p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>はい、5月25日開催の第12回総会後の活動状況報告をお手元に配付の資料により説明をいたします。</p> <p><b>【活動状況報告説明】</b></p>

山神会長	<p>ただいまより第13回農業委員会総会を開催いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は26名であります。井上委員から欠席の旨の連絡がありました。 大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立しております。 本総会に提出された案件は議案第1号から議案第4号までの合計6件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第14条第2項の規定に基づき、議長において23番岡本委員、24番遠藤委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年6月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b> この件につきましては新規の案件でございます。売り主の希望により売買するものです。図面につきましては、1ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますのでご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>ありがとうございます。 これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番説明朗読】</b> 国有地の払い下げに関する案件です。図面については 2 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>
山神会長	<p>ありがとうございます。 これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b> 利用権設定関係の1番です。 新規案件です。前借主が賃貸借の更新を希望しなかったことに伴い、借主を変更し、賃貸借の契約を行うものです。図面については、3ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>ありがとうございます。 これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p> <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年6月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件については、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面は省略しております。6月6日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、33.5ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。第3地区農業委員により6月6日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成30年6月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】 この件については、借主の法人化に伴う残期間の同一条件での再契約の案件です。図面については、4ページに掲載しております。 なお、この件については平成28年度に農地保有合理化事業を利用しており、元の所有者は〇〇氏となります。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。 次に、議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成30年6月25日提出 大空町農業委員会

	<p>会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第4号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、6月11日に第1地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては5ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては6月11日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。以上です。</p>
山神会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の1番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。</p> <p>次に、報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成30年6月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告第1号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何か御意見ございませんか。</p>



委員	(無しの声)
山神会長	無いようですので、以上をもちまして本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。 これで総会を閉じます。 御苦労様でした。  <p style="text-align: right;">(午後1時47分)</p>

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_